

春保収第1548号

平成26年12月5日

春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会

代表 廣井 広美（武里放課後児童クラブ）様

春日部市長 石川良三（公印省略）

放課後児童クラブの設置および運営に関する要望書について（回答）

このことについて、別紙のとおり回答します。

2014年度 放課後児童クラブの設置および運営に関する要望書の回答

1. 運営に関する要望

1) 新条例に基づき、全学年の希望者が入室できる様、一日も早く設備と体制を整えてください。

八木崎、立野、川辺など、定員オーバーを理由に高学年の一部が入室不可の状態となっているクラブについて、早急に設備と人員の拡張をお願いします。

【回答】

児童福祉法の改正より入室資格が小学校6年生まで拡充されることに伴い、現在、策定している春日部市子ども・子育て支援事業計画策定の中で、保育の量を算出し、その量を確保するものになります。

八木崎・立野放課後児童クラブについては、施設整備を行い、八木崎放課後児童クラブを平成27年4月に、立野放課後児童クラブを平成28年4月に、それぞれ定員を増やし、増設施設の供用開始を予定しています。

また、この他の施設については、平成27年度以降の入室申請児童数の状況により、施設整備を検討していきたいと考えております。

2) 指導員の配置は、従来通りの原則を継承し、新条例を理由に配置基準の変更を行わないでください。

春日部市の従来の指導員配置は、「1クラブ複数の正規指導員、児童25名増加毎に正規指導員1名を加配」が原則です。新条例では「2名の支援員の内1名は補助員でも良い」とされていますが、もしこの様な変更が行われれば、明らかに保育の質の低下に当たります。また、児童20名未満のクラブについては、同一敷地内の2つのクラブでの補助員の兼務が認められる記述がありますが、これについても同様です。第5条の2に記述されている通り、基準を超えて運営されている事業者については、基準を理由に運営を低下させることは許されません。

【回答】

この度、平成26年9月議会において「春日部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を国の基準に従い、放課後児童健全育成事業の設備運営基準を示す条例を制定したところです。

現在、指導員の配置は「児童25人につき1人の指導員の配置」となっており、この配置を基準として指導員の配置を行っています。

今後の指導員の配置は、上記条例の第11条第2項の規定に従い、条例の基準を満たした配置を予定しており、指定管理者との協議により調整を図っていきます。

3) 各児童クラブ毎のニーズを把握し、保育時間延長を検討してください。

土曜日や学校休業日の朝7時30分からの開設、平日19時までの開設について、クラブ間の差はあるものの、そのニーズが高まっています。各クラブ毎にニーズを詳細に調査し、保育時間延長の実施に向けて具体的な検討を行ってください。また、時間延長については指導員の負担増加や超勤増加に十分配慮し、慎重に検討を行ってください。

【回答】

平成18年9月より「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」に基づき、午前8時30分から午後6時までとしていた開室時間を午前8時から午後6時30分までと1時間延長した経緯があります。

平成25年度に無作為に配布しました「春日部市子ども・子育て支援事業計画 ニーズ調査報告書」の結果といたしまして、保育時間延長を望む方は、閉室時間では18%、土曜日や長期休業日の30分前の開室時間では18%というニーズ結果であり、保育時間の延長を望む方は、ごく一部の方に限られており、ニーズもそれほど高まっていないものと理解しております。

また、保育時間の延長にあたりましては、指導員の負担や勤務時間の問題、さらに財政的な負

担などの問題がございますので、更なる開室時間の延長は、現時点では困難なものと考えております。

4) 兄弟入所や高学年の入所に対して、保育料減額を検討してください。

放課後児童クラブの保育料は地域によりまちまちですが、公設公営学童保育では比較的低額に、民営学童保育では高額になっているのが現状です。春日部市においては、公設民営とはいえ、実際には父母会運営となっている NPO 法人委託とは異なり、実質的には公設公営と同様な形態と考えられます。しかしながら、春日部の保育料は草加市（7000 円）、越谷市（7000 円）などと比較しても高額です。

また、民営学童保育では保育料が高額になる傾向がありますが、その場合でも高学年の保育料軽減や、2 人目以降の軽減措置などが取られており、保護者の負担軽減が図られているケースが多くあります。公設でも、久喜市では高学年の保育料減額があります。

こうして見ると、総合的に見て「春日部が一番保育料が高い」と言わざるをえません。

春日部市においても、基本保育料の減額、高学年の保育料軽減、2 人目以降の保育料軽減を総合的に検討し、利用者の負担軽減を図ってください。

【回答】

保育料につきましては、県内市の平均は 8,300 円程度であり、当市の保育料は県内市の平均額程度となっております。

また、保育料については、市町村民税の額に応じて保育料の判定を行い、減免制度を認めておりますので、保育料は適正な額とあると考えていることから、現時点では保育料の変更はしないものと考えております。

5) 土曜日の合同保育について、父母の意見を尊重し、柔軟な対応を行ってください。

土曜日の登室希望者の減少により、ここ数年は土曜日の合同保育が近隣のクラブ同士で行われていましたが、昨年度一律に廃止となり、極端に児童の少ない状態での単独保育の問題や、指導員の負担増が切実な問題となっております。利便性や安全性の点から合同保育に反対する意見もある一方で、合同保育を行ってほしいという意見も多数見受けられます。クラブ毎の環境も異なる中で、一律に廃止するのではなく、父母の意見を調査・検討した上で柔軟な対応を行ってください。

【回答】

合同保育につきましては、指定管理者との協議により、平成 26 年 1 月からは特別な事情が生じた場合を除き、原則として自クラブでの保育を基本としてまいりました。その後の協議においても、学区外のクラブへの送迎時や入室許可クラブ以外での事故等、管理責任の問題から、合同保育の実施は困難との判断に至りました。しかしながら、他クラブとの交流を希望する声も多くあるため、お盆期間については保護者の同意のもと、クラブ間交流事業を実施している状況となっております。

6) 新条例の附則に記されている設備及び児童数の経過措置について、「当分の間現状維持」ではなく、「すみやかに移行」する様、努力してください。

新条例の附則に盛り込まれた経過措置で、1 クラブ辺りの児童数（概ね 40 名）と、専用区画の面積（1 人当り 1.65 m² 以上）について、経過措置として期限を定めない猶予期間が明記されています。今回の子ども・子育て支援新システムへの移行で多くの自治体が新条例を策定していますが、この様な無期限の猶予期間を明記しているのは春日部だけです。条文では改善する内容を謳いながら実際には実現しないのでは意味がありません。一刻も早く改善を実現できる様、予算の確保を含めた対応をお願いします。

【回答】

施設整備等につきましては、児童福祉法の改正により、6 年生児童までが入室資格となること

から、入室希望児童の受け入れができることを優先して施設整備を行っていき、その後、条例の基準を満たすための施設整備を段階的に対応していきます。

なお、他市の条例を確認する限りにおいても、「当分の間」と経過措置を設け、条例を制定しており、本市の条例と同様に、他市の条例におきましても規定しておりますので、期限等置を設けていない市町村は、本市だけではないものと考えております。

2. 指導員および保育内容について

1) 指導員の研修について、県外での研修への参加を認め、年間の研修参加件数の制限を無くしてください。また、管理業務にあたる職員の外部研修参加を義務付けてください。

指導員の資質向上のためには、日々の研修が欠かせません。社協では「計画的に研修を実施している」としてはいますが、社協がといただくと共に、外部団体が実施する研修への参加をある程度義務化し、外部研修への指導員の自主的な参加に対しても、回数制限の撤廃や参加費の負担など積極的にバックアップしてください。また、県外への研修参加についても、公務としての扱いを認めてください。

また、指導員の業務を理解し、労務管理を適切に行なうために、指定先（社会福祉協議会）の管理職員についても外部研修に参加させてください。

【回答】

指定管理者である社会福祉協議会において、県などが主催する研修への派遣参加や内部研修等を計画的に実施しております。また、指定管理者の事務局職員は既に必要な研修には参加しております。

2) 指導員の給与を改善してください。経験による昇給額を増額し、昇給期間を12年以上に延長してください。

放課後児童クラブ指導員は、子ども達の安全で豊かな放課後生活を保障するという、専門性と責任を要する職種であり、ある意味で教員や保育士に匹敵する重責を担っています。にもかかわらず、給与面ではそれに見合った待遇を得られておらず、多くの指導員が自身の生活と仕事の継続に困難さを感じているのが実情であり、全国的には「半数以上が3年以内に退職している」というデータもあります。優秀な人材を確保すると共に、指導員がモチベーションを高く保ちながら長年にわたり従事できる事が、保育内容の充実に直結する重要な要素です。

過去においては、春日部の指導員が退職して他地域の指導員や教員、保育士などに転職した事例が多くあります。能力のある指導員の流出を防ぎ、新たに優秀な人材を採用するためにも、指導員の給与のベースアップと共に、経験給のアップおよび加算年数の増加を実施してください。

<参考データ 1> 資格別平均年収

(年収ラボ H25 年版データ)

(*総務省 H19 年 地方公務員給与実態調査)

職業	年収	平均年齢
小中学校教員*	742.4 万円	43.8 歳
看護師	472 万円	38.0 歳
准看護師	399 万円	46.7 歳
保育士	310 万円	34.7 歳

<参考データ 2> 春日部市および草加市の放課後児童クラブ指導員年収比較

勤続年数 (経験年数)	年収(超勤手当を除く)		
	春日部市(H25)	越谷市(H26)	草加市(H24)
1年目(0年)	2,124,276 円	2,134,860 円	2,320,000 円
2年目(1年)	2,157,792 円	2,260,440 円	2,363,500 円

・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・
12年目（11年）	2,480,184円 ※12年目以降昇給無し	2,595,320円 ※14年目以降昇給無し	2,842,000円 ※12年目以降も昇給

【回答】

指定管理者である社会福祉協議会において、労使協定に基づき対応しております。

3) 指導員の父母会への協力をお願いします。

県の運営基準には、保護者の運営への参画の重要性と、事業者がこれに協力する事が謳われています。父母会活動への指導員の積極的な協力を推進すると共に、父母会の無い児童クラブについては、父母会活動をスタートする手助けを行う様、指導員への指示とサポートを行ってください。

【回答】

指定管理者である社会福祉協議会において、これまでも指導員は父母会の定例会や父母会行事に参加し、協力しております。

父母会は保護者の自主的な組織であり、指導員に指示することは考えておりませんが、一部の保護者の方から父母会活動が大きな負担になっていると伺っております。

4) 新条例で制定された、放課後児童支援員に課する研修（都道府県知事が行う研修）については、市の責任で公務として職員を派遣してください。

【回答】

指導員として必須の研修となりますので指定管理者である社会福祉協議会において、業務としての受講となります。

3. 施設改善、その他について

1) 県の運営基準に沿って、生活に必要な設備の全クラブへの設置を行ってください。

埼玉県放課後児童クラブ運営基準に列挙された設備（冷蔵庫、コピー機、洗濯機、物置き、テレビ、等）については、市の責任において必要量を確保してください。

【回答】

施設の運営上及び児童を保育するうえで、市が真に必要と認める設備等につきましては、予算の範囲内で対応していきたいと考えております。

2) 各学校に対し、放課後児童クラブ担当教職員の設置を要請してください。

学校から児童クラブへの連絡は教頭もしくは教務主任を窓口に行っているケースが多いと考えられます。しかし、現実には学級閉鎖や行事の実施・中止、集団下校などの連絡が、児童クラブに届かないケースが多く見られます。本項目については長年にわたり要望し続けており、「連携に努めます」との回答を何度もいただいておりますが、緊急性の高い事態への不安もあり、一層の迅速な連絡体制と日頃の緊密な関係が益々重要ではないかと考えます。

そこで、例として下記の様な具体的な改善策を全小学校で実施していただく様、教育委員会への要請をお願いいたします。

対策1. 放課後児童クラブ向けのお便りボックスを設置し、郵便物の他、保護者向けお知らせや学年向け通知などを児童クラブにも配布してください。

対策2. 学校からの保護者向けのメール配信を、児童クラブ向け（指導員宛て、あるいは社協宛てなど）配信していただける様、教育委員会に依頼してください。

【回答】

指定管理者である社会福祉協議会において、各学校により連絡方法が異なっておりますが、学

校の先生と指導員との相互連携により連絡調整は滞りなく行われていると伺っております。

3) 運営連絡会議の内容について、下記の点を改善してください。

「放課後児童クラブ運営連絡会議」は、2010年度から年2回（6月と11月）に実施されていますが、運営する側と利用する側双方の考え方を説明し合い、より良い運営を目指すため、下記の改善を行ってください。

- ①放課後児童クラブの運営方針や規則、経費（昨年度の実績と今年度の予算）などについて、保護者に年1回は説明してください。父母会などを通じて出席者以外の保護者にも内容が伝わるよう、文書での説明をお願いします。

【回答】

入室者に配布されております「放課後児童クラブ案内」や指定管理者である社会福祉協議会の広報紙、ホームページ等によりご案内しております。また、その主な経費は放課後児童クラブの運営に要する指導員等の人件費です。

- ②指導員の研修内容と参加状況、採用状況と全クラブへの配置状況を保護者に説明してください。

【回答】

指定管理者である社会福祉協議会において、県などが主催する研修へ参加を希望する指導員を参加させており、内部研修等につきましても計画的に実施しております。

指導員の配置数は、入室児童数により定められている基準により、施設の運営に支障を来たすことのないよう配置しております。また、各クラブでは指導員が父母会の定例会等で指導員等の配置状況を報告しております。

- ③指導員も（制限なく）自由に参加し、保護者の意見を直接聞くと共に、指導員の立場で意見を述べる事ができる会議にしてください。

【回答】

指定管理者である社会福祉協議会が主催する運営連絡会には指導員の代表者が参加しております。

- ④父母会連絡会の事務局メンバーが参加できる様にしてください。

【回答】

指定管理者である社会福祉協議会が主催する放課後児童クラブ運営連絡会は、当事者である放課後児童クラブに入室している児童の保護者、クラブの設置者である市及び指定管理者である社会福祉協議会が、児童のクラブでの生活について、それぞれの立場での協力体制を築いていくことを目的としておりますので、父母会連絡会の事務局メンバーの参加はご遠慮いただいております。

4) 施設改善要望（個別）

正善クラブ：

エアコンの効きが悪すぎる。熱中症の危険もあるので来夏までに更新してください。

宮川クラブ：

第2室にもエアコンを設置してください。

部屋の電気が暗い。入口付近も暗いので照明を改善してください。

八木崎クラブ：

クラブ2の壁紙を貼り換えてください。

クラブ2のトイレ扉に穴があいているので修理してください。

【回答】

施設設備の整備等につきましては、施設の状況や必要性を勘案し、必要かつ可能な場合は予算の範囲内で対応いたします。

なお、宮川放課後児童クラブの隣室の教室については、暫定的な教室使用としていることから、エアコン整備は、設置する予定はありません。

八木崎放課後児童クラブの軽微な修繕は、社会福祉協議会で対応となることから、予算の範囲内で対応します。